

介護職員の喀痰吸引等研修（第3号研修）について

1 研修制度の概要について

平成24年4月の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られているなど、一定の条件の下に痰の吸引等の行為を実施できるようになった。

- ☆ 具体的な行為は⇒ ・痰の吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
・経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

※ 介護職員等が実施できる行為は、受講した研修の課程や実地研修の内容により異なる。

介護職員等が痰の吸引等をできるようになるためには・・・

基本研修9時間（講義・演習）と実地研修を履修する必要がある。

- ☆ 介護福祉士等の有資格者⇒ 登録研修機関で「実地研修」を受講

資格取得前に介護福祉士養成施設又は実務者研修で医療的ケアのカリキュラム（講義、演習）を履修した方

- ☆ 上記以外の介護職員等⇒ 登録研修機関で「講義」、「演習」、「実地研修」のすべてを受講
喀痰吸引研修のカリキュラムを履修していない介護福祉士やホームヘルパーなどの介護職員、特別支援学校教員等

○ 愛知県では、「社会福祉士及び介護福祉士法」で定められた要件を満たしている事業所を登録研修機関として登録し、その事業所が実施している。

【登録研修機関数】令和4年1月末現在

- ・第1号・第2号研修…52研修機関
- ・第3号研修…23研修機関

【令和2年度研修修了証交付件数】

- ・第1号・第2号研修…510件
- ・第3号研修…1,304件

【研修費用】（研修機関により異なる）

- ・第1号・第2号研修…150,000円～200,000円程度
- ・第3号研修…基本研修45,000円程度＋実地研修10,000円程度

2 補助金について

【障害福祉課】

医療的ケア児総合支援事業（要綱等より抜粋）

事業の内容

＜医療的ケア児等支援者養成研修の実施＞

医療的ケア児等の支援経験がない障害児通所支援事業所等の職員に対して、喀痰吸引等研修などの医療的ケアの知識・技能習得のための研修を実施すること。なお、医療機関と協力し、入院中の医療的ケア児が退院後に地域で生活する際の支援者を養成するため、医療機関において喀痰吸引等研修を行うことも可能である。

- ・実施主体：県又は市町村
- ・補助率：1/2

【子育て支援課】

医療的ケア児保育支援事業（要綱等より抜粋）

1 事業の目的

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下（「医療的ケア児」という。）が、保育所の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体：市町村

3 実施方法

(1) 対象施設：保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

(2) 対象事業：研修受講支援

医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修受講を支援する。

ア 保育士等の研修受講に係る費用の補助

イ 保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助

（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）

- ・補助率：令和3年度まで3/4
令和4年度より5/6

※事業を実施する年度内に、医療的ケア児が在籍している、在籍することが必須要件

【特別支援教育課】

県立の特別支援学校は、看護師の配置で対応しており、教員への喀痰吸引研修は行っていない。

〈参考〉刈谷市立特別支援学校【学校が研修機関の指定を受けている】

刈谷豊田総合病院の看護師6名が派遣されており、内2名が喀痰吸引研修講師の資格保持者→毎年7月末（夏休み）に校内で第3号研修の基本研修を教員が受講→授業が始まってから実地研修を行う。→資格取得
※学校が研修機関であり、勤務の中で研修が行えるため、研修費用が発生しない。

【高齢福祉課】

研修受講支援事業（要綱等より抜粋）←愛知県地域医療介護総合確保基金事業
（介護従事者確保分）

1 目的

介護事業所における介護サービスの向上につながる資格の取得を支援することにより、介護職員の資質の向上を図る。

2 内容

- ・補助対象：介護保険に基づく指定介護サービス事業所、施設の開設者
- ・対象研修：喀痰吸引等研修
（3号研修に関しては、特定の対象者が障害福祉サービスのみを利用している場合は対象外とする。）
- ・補助基準額：第1号・第2号研修…18万円
第3号研修…6万円
- ・補助率：1/2